

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
小川電気工事株式会社(三重県名張市桔梗が丘4番町4-18)[1000028012]
2. 資格登録停止措置の期間
令和6年3月7日 ~ 令和6年5月6日(2ヶ月):地域1
令和6年3月7日 ~ 令和6年4月6日(1ヶ月):地域2
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者の元取締役が、三重県名張市が発注した電気工事の業者選定をめぐり、同市営繕住宅室長に便宜を図ってもらった見返りに、ゴルフクラブを渡したとして、令和5年2月15日に贈賄の容疑で三重県警に逮捕された。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者の元取締役が、贈賄の容疑で逮捕されたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第2号(贈賄)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(贈賄) 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ロ 一般役員等	発生地域については 逮捕又は公訴を知った日から2月以上6月以内 その他の地域については 逮捕又は公訴を知った日から1月以上3月以内

○問合せ先 中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)